

呼吸器外科ロボット支援手術プロクター制度規則

■ 第1章 総則

(目的)

第1条

ロボット支援手術は、肺癌を含めいくつかの呼吸器外科手術に応用されているが、内視鏡下の手術野で特殊な器具を用いて行う手術であり、高度な技術が要求される。また、手術ロボットda Vinciは術者への触覚によるフィードバックが無いため手術操作の習得には独自の教育プログラムが必要となる。この呼吸器外科ロボット支援手術プロクター制度（以下、本制度と略す）は、日本呼吸器外科学会（以下、学会と略す）が、呼吸器外科ロボット支援手術を術者として標準的な技量を取得し、他者によるロボット支援手術を指導できる（プロクタリング）指導者（プロクター）を認定するものである。これはロボット支援手術の円滑且つ安全なロボット支援手術の導入に寄与するよう制定するものである。これにより本邦における呼吸器外科ロボット支援手術の健全な普及と進歩を促し、ひいては国民の福祉に貢献することを目的とする。

(対象)

第2条

本制度は、肺癌、胸腺疾患、縦隔腫瘍に対するロボット支援胸腔鏡下手術の手術手技を対象とする。

■ 第2章 呼吸器外科ロボット支援手術検討部会

(役割)

第3条

第1条の目的を達成するために、日本呼吸器外科学会総合診療対策委員会新規技術対応部会（以下、本制度部会と略す）がその認定業務の実務を行う。

(業務)

第4条

本制度部会の業務は以下の各項とする。

1. 本制度部会は、プロクター制度に関して、関連学会との連絡および調整、その他、本制度に関するすべての業務に対処する。
2. 本制度部会において決定された重要案件は、本制度部会の部会長から 総合診療対策委員会の議を経て学会理事長に報告し、学会理事会の議を経て実効に移される。
3. 本制度部会の審議に基づき、呼吸器外科ロボット支援手術プロクターを認定・更新し、総合診療対策委員会の議を経て学会理事会に報告する。
4. 学会が主催するロボット支援手術プロクター教育セミナーを企画・実施する。

(補充)

第5条

本制度部会部会員に欠員が生じたとき、または部会長が必要と認めた者に対しては、学会理事長によってその補充を行う。補充によって選任された部会員の任期は、前任者の残任任期とする。

■ 第3章 プロクター（手術指導医）申請資格

第6条

呼吸器外科ロボット支援手術プロクターは、次ぎに定める全ての条件を満たさねばならない。

1. 日本呼吸器外科学会会員である。

2. 呼吸器外科専門医である。
3. 呼吸器外科ロボット支援手術を独力で遂行できる技術を有している。
4. 呼吸器外科ロボット支援手術を、主たる術者として40例以上執刀した経験がある。
5. プロクターは機種ごとの申請および認定を必要とする。但しすでに他機種のプロクター資格を有する場合は術者として当該機種にて5例以上執刀した経験があることとする。
6. 呼吸器外科ロボット支援手術に関する各種学会および学術雑誌において、1件以上の論文発表（主著または共著）、あるいは学会発表（演者または共同演者）を有する。
7. プロクターセミナーを1回受講していること。但しすでに他機種のプロクター資格を有する場合は受講を免除する。

■ 第4章 申請・認定方法

(申請方法)

第7条

申請者は、次に定める書類を、本制度部会に提出する。

1. 呼吸器外科ロボット支援手術プロクター認定申請書（様式1）
2. 履歴書（様式1-2）
3. 呼吸器外科ロボット支援手術および指導実績一覧表（様式2）
4. 呼吸器外科ロボット支援手術関連業績目録（様式3）
5. 申請者の呼吸器外科ロボット支援手術手技を評価しうる者1名の推薦状（様式4）
6. 呼吸器外科ロボット支援手術プロクター認定審査料（別に定める）

(審査方法)

第8条

本制度部会は、申請書類をもとに、申請者の書類審査を行い、判定を行う。判定結果は、総合診療対策委員会の議を経て学会理事会に報告する。

(認定)

第9条

学会理事長は、本制度部会の審査結果に基づき呼吸器外科ロボット支援手術の術者として十分な技量があると判定した申請者に対して、日本呼吸器外科学会呼吸器外科ロボット支援手術プロクター認定証を交付する。

(認定プロクターの公表とプロクター依頼手続き)

第10条

認定プロクター（手術指導医）名は日本呼吸器外科学会HP上に掲載する。導入施設（プロクター依頼側）は会員マイページよりプロクター依頼登録を行い直接プロクターへ依頼する。

(プロクターによる報告)

第11条

認定プロクター（手術指導医）は依頼側より提供された情報を元に、ロボット支援手術方法につき依頼側医師（主治医または担当医）とよく相談し、これに応じるか否か決定する。指導を行った場合は、会員マイページよりプロクター報告登録を行い本部会にプロクター施行を報告する。

(プロクターの責任)

第12条

指導依頼した手術における責任の所在については、あらかじめプロクター依頼側（病院および主治医、担当医）とプロクターの間で取り決めておくことが推奨される。

（資格更新）

第13条

呼吸器外科ロボット支援手術プロクター認定資格は5年ごとに更新を必要とする。更新は、下記各号について本制度部会で審議し総合診療対策委員会の議を経て、学会理事会に報告する。

1. 呼吸器外科ロボット支援手術プロクター更新申請書（様式1）
2. 最近5年間の呼吸器外科ロボット支援手術実績一覧表（年間10例以上の術者または手術指導の実績）（様式2）

（資格喪失）

第14条

次に該当するものは、本制度部会で審議し、その資格を喪失する。

1. 正当な理由を付して認定資格を辞退したとき。
2. 日本呼吸器外科学会会員資格を喪失したとき。
3. 申請書に虚偽の認められたとき。
4. その他、プロクターとして不適当と認められたとき。
5. 臨床に従事しなくなったとき。

附則

1. 本規則は、平成30年3月9日に発効する。
2. 本規則は、本制度部会の提議に基づき、総合診療対策委員会と学会理事会の議を経て改訂するものとする。
3. 本規則は、令和元年12月13日に改訂する。
4. 本規則は、令和5年12月1日に改訂する。